

2026 年 8 月 17 日

USEN 少額短期保険株式会社

令和 8 年 8 月 13 日からの大雨に係る災害等により
被害を受けられた皆さまへ

令和 8 年 8 月 13 日からの大雨に係る災害等により被害を受けられた皆様に心からのお見舞いを申し上げます。
当社では、この度の災害救助法が適用された以下の地域のお客さまからお申し出があった場合、保険料払込猶予期間の特別措置を実施させていただきます。

＜保険料払込猶予期間の特別措置＞

お申し出により、一定の保険料払込猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。
特別措置の適用をご希望のお客さまは、以下のフリーダイヤルへご連絡ください。

お客さま専用フリーダイヤル 0120-009-680

※ 受付時間：9:30～18:00（土・日・祝日・年末年始休業期間を除く）

適用都道府県	適用地域	法適用日
千葉県	千葉市（ちばし）、市川市（いちかわし）、船橋市（ふなばし）、 館山市（たてやまし）、松戸市（まつどし）、茂原市（もばらし）、 佐倉市（さくらし）、東金市（とうがねし）、習志野市（ならしのし）、 柏市（かしわし）、市原市（いちはらし）、八千代市（やちよし）、 我孫子市（あびこし）、鎌ヶ谷市（かまがやし）、 四街道市（よつかいどうし）、八街市（やちまたし）、 印西市（いんざいし）、白井市（しろいし）、 大網白里市（おおあみしらさとし）、白子町（しろこまち）、 長柄町（ながらまち）、富里市（とみさとし）、山武市（さんむし）、 印旛郡酒々井町（いんばぐんしすいまち）、 山武郡九十九里町（さんぶぐんくじゅうくりまち）	8 月 13 日